

事業概要

1 実施主体

病院、診療所、指定訪問看護事業者、薬局
(以下、「在宅医療実施医療機関等」という。)

2 事業内容

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備し、災害時においても患者の生命を維持できる体制の整備を図るもの。

3 補助対象

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している在宅医療実施医療機関等における、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等の整備。

- ※1 簡易自家発電装置等は、災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している在宅医療実施医療機関等が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するものとする。
- ※2 簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。なお、在宅医療実施医療機関等が患者に簡易自家発電装置等を貸し出す際には、当該製品の注意事項をよく確認したうえで、適正かつ安全に使用できるよう在宅医療実施医療機関等側から患者側に十分説明を行うこと。
- ※3 実施主体においては、保守・点検等を十分に実施すること。なお、当該事業は、補助した簡易自家発電装置等にかかる保守・点検等のランニングコストは含まれない。

4 補助基準額

1台あたり 212 千円

5 補助率

1/2

6 補助金交付例

補助基準額と購入を希望する機器の購入費用を比較し、以下の通り算出します。

- ①補助基準額 (212 千円) 以上の簡易自家発電装置等を購入する場合
補助額：106 千円 (基準額 212 千円×1/2)
- ②補助基準額 (212 千円) 未満の簡易自家発電装置等を購入する場合
補助額：購入費用 (補助対象経費) ×1/2

★注意事項★

- ① 上記補助額は国からの内示率が 100%であった場合であり、国の内示率によっては補助金交付額が下がり、自己負担額が増加する可能性があります。
- ② 購入を希望する機器に係る見積書を 2 者以上の業者から徴してください。ただし、時間的制約等により困難な場合は、事前に御相談ください。
- ③ 機器購入に当たっては、原則、県の入札規程に準じて一般競争入札等を実施いただきます。詳細については下記 HP の 5 「国庫補助事業の活用における留意事項」を御確認ください。

【URL】 <https://www.pref.ehime.jp/page/4187.html>